

茨木市総合保健福祉計画（第2次）

分野別計画

地域福祉計画（第3次）

社会福祉協議会地域福祉活動計画（第2次）

和田保護司の抜粋作成

概要版



平成30年（2018年）3月

茨木市

茨木市社会福祉協議会

茨木市総合保健福祉計画（第2次）の概要

■ 計画の策定に当たって

計画策定の趣旨

- ◆ 茨木市総合保健福祉計画は、保健福祉施策を総合的・体系的に推進し、より効率的・効果的に市民福祉の向上を図ることを目的として、平成24年（2012年）3月に策定したものです。すべての市民がひとりの人間として尊重され、支え合い、助け合う中で生きがいを持って、安心して暮らしつづけられる福祉のまちづくりを目指し、これまで各施策を推進してきました。
- ◆ 前計画策定以降、市民の福祉ニーズや生活課題は更に多様化・複雑化し、より身近な相談場所や幅広い相談に対応できる体制が求められるようになっています。また、国では、すべての人々が年齢や状況を問わず、その人のニーズに応じた適切な支援が受けられる新しい「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築や、子ども・高齢者・障害者などすべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されています。
- ◆ 「地域共生社会」は、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、地域での活動を「我が事」としてとらえて参画し、人と人、人と社会資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域と共に創っていく社会を目指すものです。
- ◆ これらの考え方を踏まえ、「すべての人が健やかに、支え合い暮らせる、みんなが主役の地域共生のまちづくり」を目指し、総合保健福祉計画（第2次）を策定するものです。

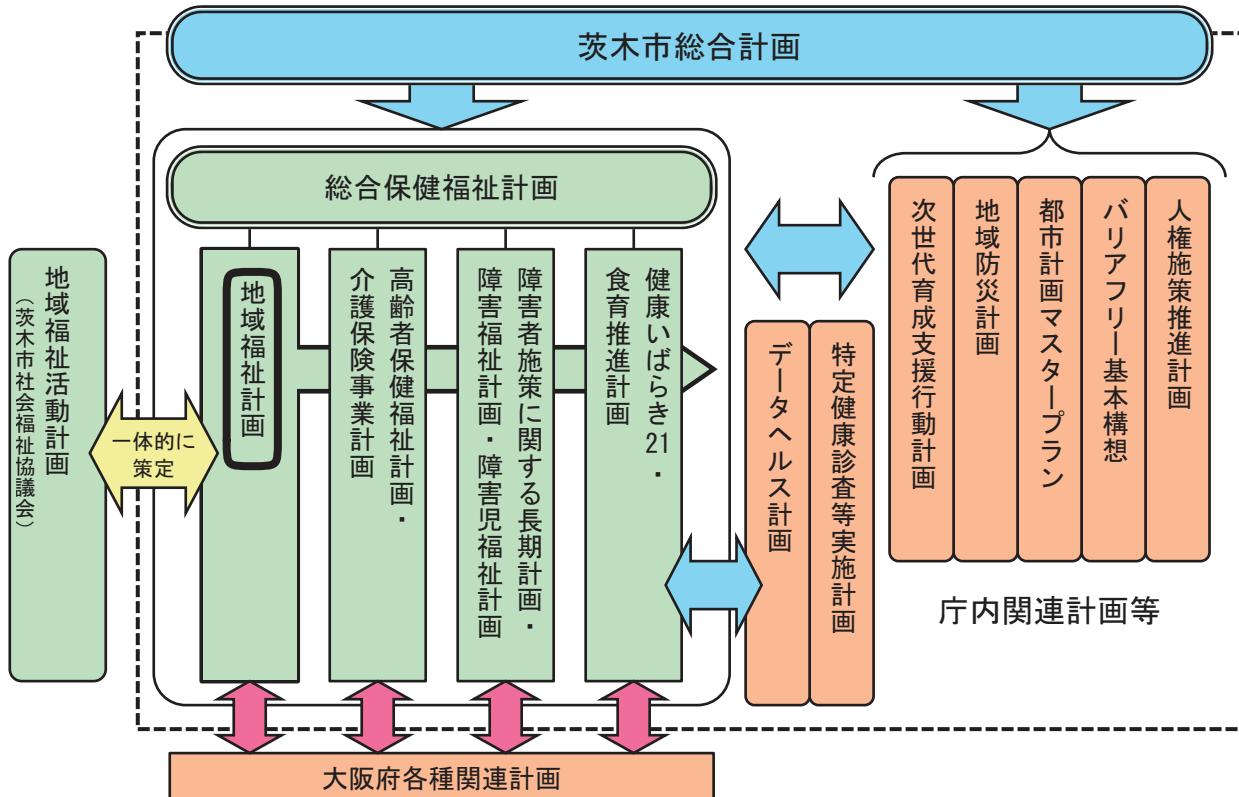
計画の期間

	平成24年度 (2012年度) ～平成29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 33年度 (2021年度)	平成 34年度 (2022年度)	平成 35年度 (2023年度)
総合保健福祉計画	(第1次)						
地域福祉計画	(第2次)						
高齢者保健福祉計画	(第6・7次)		(第8次)				(第9次)
介護保険事業計画	(第5・6期)		(第7期)				(第8期)
障害者施策に関する 長期計画	(第3次)						(第4次)
障害福祉計画	(第3・4期)		(第5期)				(第6期)
障害児福祉計画			(第1期)				(第2期)
健康いばらき21・ 食育推進計画	(第2次)						(第3次)

計画の位置付け

- ◆ 総合保健福祉計画は、本市のまちづくりの基本的な指針である「茨木市総合計画」に基づき、「地域福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「健康いばらき21・食育推進計画」の4分野の計画を包含した保健福祉の領域における総合的な計画です。
- ◆ 「地域福祉計画」については、より効率的・効果的な地域福祉の推進体制の整備のため、茨木市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と共通の理念と基本目標に基づいて一体的に策定しています。
- ◆ 「健康いばらき21・食育推進計画」については、本市国民健康保険の健診結果やレセプトデータを活用し、保健事業の効果的・効率的な実施を図る「国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」及び、特定健康診査・特定保健指導の実施方法等を定めた「特定健康診査等実施計画」と生活習慣病予防という目的を共有し、策定しています。
- ◆ 大阪府の各種関連計画をはじめ、「茨木市総合計画」に基づく「次世代育成支援行動計画」や「地域防災計画」、「都市計画マスターplan」、「バリアフリー基本構想」、「人権施策推進計画」などの府内関連計画とも連携、整合性を図り策定しています。

■ 各計画の位置付け・関連性



■施策体系

理念

すべての人が健やかに、支え合い暮らせる、みんなが主役の地域共生のまちづくり
包括的な支援体制の実現とともに

基本目標

- ◆総合保健福祉計画では、理念に基づき各施策を推進するため、6つの基本目標を定め、分野別計画共通の目標とします。
- ◆各分野別計画については、理念と基本目標に基づいて策定し、それぞれの施策を推進することにより、総合的に本市の保健福祉の課題解決に取り組みます。

基本目標 1

お互いにつながり支え合える

- ◆市民が地域の課題を「我が事」としてとらえる意識の醸成と、様々な課題を「丸ごと」受け止める相談支援のネットワーク整備に努めます。

地域福祉計画

(地域福祉活動計画)

- ◎見守り体制・つなぎ機能の強化
- ◎地域福祉活動の推進
- ◎民生委員・児童委員活動の推進
- ◎更生保護活動の推進

基本目標 2

健康にいきいきと自立した生活を送る

- ◆生涯を通じた健康づくりと生活習慣病予防等に向けた取組や、自立した生活を送るために専門的な支援が提供できる体制整備を行います。

- ◎生活困窮者の自立に向けた支援
- ◎生活困窮者支援を通じた地域・関係づくり

基本目標 3

“憩える・活躍できる”場をつくる

- ◆身近な地域で憩える居場所と、一人ひとりが培った力をいかせる場・機会を創出し、誰もが活躍できる地域づくりを目指します。

- ◎地域で活躍できる人材の育成
- ◎地域の交流・活動拠点づくりの推進

基本目標 4

一人ひとりの権利が尊重される

- ◆お互いを理解し尊重し合える意識の醸成に努めるとともに、虐待防止や権利擁護の推進により要支援者を早期発見し適切な支援につなげます。

- ◎権利擁護の推進

基本目標 5

安全・安心で必要な情報が活かされる

- ◆発信した情報が必要な人に届き、いかされる体制や、災害等の緊急時に市と関係機関が要配慮者の情報を共有・活用できる体制を整備します。

- ◎情報提供の充実
- ◎災害時の情報伝達体制、要配慮者の把握
- ◎地域防犯活動の充実

基本目標 6

社会保障制度の推進に努める

- ◆生活保護制度や介護保険制度等、社会保障制度の適正・円滑な運営に努めます。

- ◎生活保護制度の適正実施
- ◎社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監査

茨木市地域福祉計画（第3次）

茨木市社会福祉協議会地域福祉活動計画（第2次）の概要

■ 地域福祉計画（第3次）策定の趣旨

- ◆ 地域福祉計画は、総合保健福祉計画の分野別計画として、本市における地域福祉の推進についての施策を定めるものです。
- ◆ 国においては、地域福祉計画が福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられます。
- ◆ 民生委員・児童委員活動や地域福祉活動の推進、生活困窮者への支援、情報提供体制の充実などの取組は、高齢者、障害者、健康食育の各分野の施策においても関連して推進する必要があることから、地域福祉計画を、他の分野別計画に横串を通す考え方に基づき策定します。
- ◆ 平成28年（2016年）には、「障害を理由とする差別の解消に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。これらの法律では、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現や、部落差別は重要な地域課題であり、その解消を推進し、部落差別のない社会を実現することとされており、法律の趣旨も踏まえ、計画を策定します。

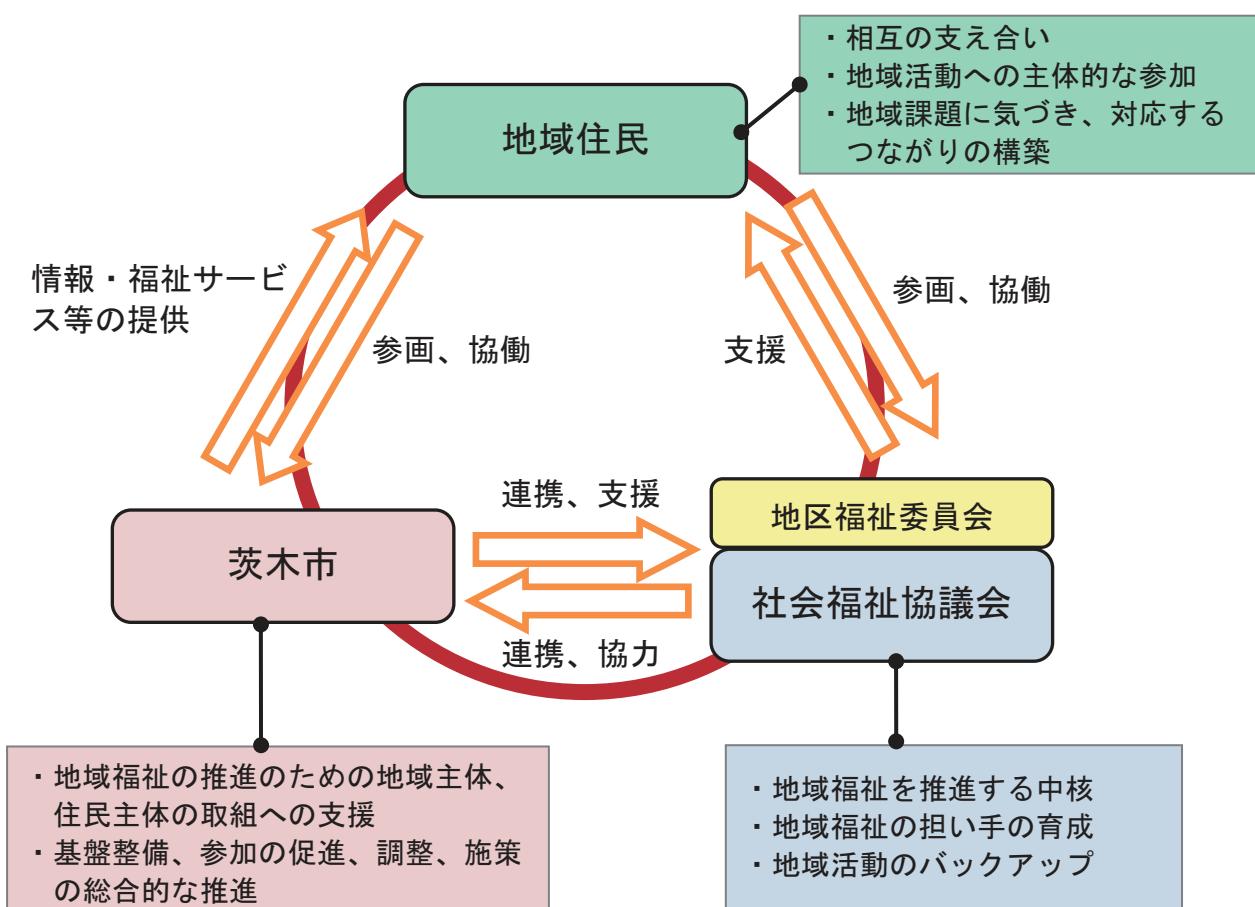
■ 地域福祉活動計画（第2次）策定の趣旨・推進体制

- ◆ 本市において、社会福祉協議会が地域福祉推進の中核的な役割を果たすように、市とも連携しながら「福祉のまちづくり」を推進していきます。
- ◆ 地域福祉活動計画では、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現に向けて、地域における福祉課題の解決に取り組んできた小地域ネットワーク活動の実績を大切にしながら、前計画で示している『人づくり』『場づくり』『和づくり』に重点をおき取組を発展させていきます。
- ◆ “支える” “支えられる”といった関係が固定化されるのではなく、参加者も役割を担うなどの関係をつくることができるよう、地域の誰もが参加・参画できる『場づくり』として「ぷらっとホーム」を展開することで、多様な扱い手づくり（『人づくり』）、福祉分野だけでなく様々な分野と協働する体制づくり（『和づくり』）を推進します。
- ◆ 計画期間は、茨木市地域福祉計画と同様に平成30年度（2018年度）から平成35年度（2023年度）までの6年間とします。進行管理に当たっては、理事会・評議員会・地区福祉委員長会において隨時報告、協議を行い、茨木市地域福祉計画の進行管理とも連携します。

■両計画の一体的策定の意義

- ◆地域福祉推進のための基盤や体制整備に関する事項を規定する「地域福祉計画」と、それを実行するための活動のあり方を定める「地域福祉活動計画」とは、地域住民をはじめとする地域福祉の推進に関わる様々な担い手の参加と協力を得ながら、取組を展開するという共通の目的を持つものです。
そこで、共通の理念と基本目標のもと、相互に連携をとりながら、より効率的・効果的に地域福祉の推進を図るために、両計画を一体的に策定するものとします。

■地域住民と市、社会福祉協議会との関係



Ⅲ 施策（3）民生委員・児童委員活動の推進

市民の身近な相談相手である民生委員・児童委員の活動について、市民への周知・啓発を行うとともに、民生委員・児童委員が活動しやすい環境の整備を進めることにより、民生委員・児童委員活動の推進に努めます。

主な取組（市）

- ①民生委員・児童委員活動の市民への普及・啓発
- ②民生委員・児童委員活動への支援
- ③民生委員・児童委員の担い手の確保

主な取組（社会福祉協議会）

- ①民生委員・児童委員と連携した地域福祉の推進

Ⅲ 施策（4）更生保護活動の推進

過去に罪を犯した人たちの地域社会での立ち直りを助け、再び犯罪や非行に陥ることのない環境づくりを推進します。取組の推進に当たっては、保護司会や大阪保護観察所など、様々な関係団体との連携を図ります。

主な取組（市）

- ①茨木市更生保護サポートセンターの設置・運営支援
- ②「社会を明るくする運動」の推進
- ③保護観察対象者に対する就労の場の提供
- ④更生保護関係団体の活動支援

主な取組（社会福祉協議会）

- ①「社会を明るくする運動」への協力

②民生委員・児童委員活動への支援

高齢者や生活困窮者等、民生委員・児童委員が相談支援に当たる対象者の増加や、対象者の抱える課題の多様化・複雑化に対応できるように、民生委員・児童委員に対して、福祉制度の基礎知識や相談技術、人権問題などに関する研修を実施します。

また、民生委員・児童委員が地域の身近な相談窓口として実施する相談会や訪問相談（福祉まるごと相談等）への支援を行うとともに、必要に応じてコミュニティソーシャルワーカー（C S W）等との連携が図れるような体制を整えます。

③民生委員・児童委員の担い手の確保

民生委員・児童委員活動をサポートする体制を整えるとともに、職務内容の見直しを行い、民生委員・児童委員の職務への負担感を軽減することにより、活動に取り組みやすい環境を整え、新たな担い手の確保に努めます。

【主な取組】（社会福祉協議会）

①民生委員・児童委員と連携した地域福祉の推進

暮らしの困りごとをより早く把握できるように、民生委員・児童委員と情報交換や意見交換を行うとともに、地域の活動情報や相談窓口など住民が必要とするものを提供します。

また、民生委員・児童委員との連携を密にしながら、各地区の活動拠点「ぷらっとホーム」などで相談活動が実施できる環境を整備します。

施策（4）更生保護活動の推進

過去に罪を犯した人たちの地域社会での立ち直りを助け、再び犯罪や非行に陥ることのない環境づくりを推進します。取組の推進に当たっては、保護司会や大阪保護観察所など、様々な関係団体との連携を図ります。

また、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年（2016年）12月施行）及び同法に基づき国が策定した「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（再犯防止推進計画）」（平成29年（2017年）12月15日閣議決定）の内容を踏まえて取り組みます。

【主な取組】(市)

①茨木市更生保護サポートセンターの設置・運営支援

再犯や非行を未然に防止するため、保護司による生活上の助言・指導や就労支援の相談窓口等として設置した「茨木市更生保護サポートセンター」の運営支援を行います。

②「社会を明るくする運動※」の推進

犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深めることができるように、「社会を明るくする運動」において啓発のための行事や街頭宣伝活動等を実施します。

③保護観察対象者に対する就労の場の提供

保護観察対象者に就労の場を提供することにより、再犯・再非行を防止し、社会への復帰を支援します。

④更生保護関係団体の活動支援

保護司会をはじめ、更生保護女性会、BBS会※、協力雇用主会及び更生保護推進協議会の活動を支援するとともに、相互に協力して犯罪のない明るい地域社会づくりを推進します。

【主な取組】(社会福祉協議会)

①「社会を明るくする運動」への協力

「社会を明るくする運動」へ参加・協力をすることで、地域において安全で安心に暮らすために犯罪や非行を防止し、更生を目指す人を支援できる地域づくりに協力していきます。

※社会を明るくする運動：

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。法務省の主唱により実施され、毎年7月を強調月間としている。

※BBS会 (Big Brothers and Sisters Movement)：

様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体。